鳥取県
受付
8.10.20
企業支援課

事務処理要領（第３条第２項）関係

添付書類を届け出ない理由書

令和８年１０月２０日

鳥取県知事　様

株式会社コスモス薬品
代表取締役　横山　英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目１０番１号

鳥取県大規模小売店舗立地法事務処理要領第３条第２項の規定により、添付書類を届け出ない理由書を提出します。

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　ドラッグコスモス吉成店
所在地　鳥取県鳥取市吉成字打明７２５番１　外

２　届出しない添付書類及び理由

要領別紙１の添付書類番号	届け出ない理由
⑤　駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	駐車場出入口には変更がなく、当該変更に伴い新たな発生需要交通量がないため。
⑥　来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	駐車場出入口には変更がなく、店舗への来退店経路に変更がないため。
⑦　荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	当該変更に伴い、現在の搬出入計画に変更がないため。
⑧　遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	当該変更は、営業時間等の運営時間の短縮により、小売業の事業活動によって起因する騒音の影響が生じない。 法第５条第１項（平成２９年８月２１日付け）届出時において遮音壁の設置はなく、当該変更においても遮音壁の設置予定はないため。
⑨　冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面	新たな室外機等の設備機器の設置はなく、又、現状に比してそれらの稼動時間が短縮されるため。
⑩　平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	当該計画によって、店舗の営業活動に伴い発生する騒音に変化が生じないため。
⑪　夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見こまれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	当該計画によって、店舗の営業活動に伴い発生する騒音に変化が生じないため。